

平成25年7月16日

国立大学法人福島大学
学長 入戸野 修 殿

監 事 平 山 健 一

監 事 高 橋 宏 和

平成24年度期末監事監査の結果について（報告）

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項、同法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条及び国立大学法人福島大学監事監査規則第2条の規定に基づき、平成24年4月1日から同25年3月31日までの本学の業務及び会計について監査を行いました。

監査の結果について、国立大学法人福島大学監事監査規則第9条第1項の規定により、別紙のとおりご報告いたします。

平成24年度期末監事監査報告書

平成24年度期末監事監査は、当年度の監査計画及び期末監事監査実施計画に基づき行いましたので、その結果を次のとおりご報告いたします。

1. 監査方法の概要

(1) 監査区分

1) 業務監査

- ① 役員会・同懇談会、経営協議会及び教育研究評議会等重要な会議に出席し、大学業務の意思決定及び年度計画に基づく業務執行に関わる諸案件の審議状況の確認に努めた。
- ② 各学類ほか24部局等について、監査の重点項目とヒアリング項目を予め提示した上で、書面及びヒアリング方式により監査を行った。
- ③ 監事・監査室による経費の執行状況等に係る内部監査を行う監査室と連携し、大学業務の執行および会計処理の適正性・効率性について確認した。

2) 会計監査

会計監査人から平成24年度決算書に係る監査状況の報告を受け、意見交換を行った。

(2) 監査日及び監査対象部局等

5月27日(月)	行政政策学類
	経済経営学類
	総合教育研究センター・教務課
5月28日(火)	うつくしまふくしま未来支援センター
	保健管理センター・学生課
	就職支援室
	学系・研究推進機構・研究協力課
6月3日(月)	学術情報課(附属図書館・総合情報処理センター)
	役員室
	評価室
	入試課

	施設課
	人事課
	総務課・国際交流センター
6月10日(月)	アカデミア・コンソーシアムふくしま 地域創造支援センター 地域連携課
	共生システム理工学類
6月17日(月) 6月24日(月)	財務課

*監査会場：事務局監事室

(3) 監査方針

- ① 平成24年度年度計画、予算、収支計画等の実施及び期末時点での達成状況について、書面及び実地、質問等により、諸業務が大学の理念・目標に沿って、適正かつ合理的、効率的に行われているかについて監査を行った。

あわせて、中期目標・中期計画の達成状況及び23年度期末監事監査における指摘事項、24年度における重点的取り組みと成果等についても監査するとともに業務全般にわたり幅広い観点で意見交換を行った。

- ② 平成24年度財務諸表等が、関係法令・諸規程及び国立大学法人会計基準等に基づき、社会への説明責任と高い透明性をもって適正に作成されているか否かについて、財務担当者から意見聴取するとともに、会計監査人が行った監査の方法と結果の相当性について監査した。

(4) 監査実施者

- ① 監査員 監 事 平 山 健 一
 監 事 高 橋 宏 和
- ② 監査補助職員 監査室 三 木 武
 紺野 奈津代
 水 野 新 次

2. 監査の結果

(1) 業務監査

福島大学は「教育重視の人材育成大学」として教育研究を通じた地域社会へ

の貢献を全学再編時以降の目標に定めて活動してきたが、国立大学法人評価委員会の平成 23 年度の年度評価においては、全ての項目で「目標達成に向けて順調に進んでいる」との評語を得たところである。平成 24 年度においても、学長のリーダーシップの下で「2012 入野野プラン」を作成して、教育の質の保証システムの構築、研究活動の支援環境の整備、「国際交流センター」の創設等、大学の機能強化に取り組んできた。また東日本大震災の復興支援拠点として大学が自主的に設置した「うつくしまふくしま未来支援センター」の機能を一層充実して活動を活発化するなど、大学が一丸となって復興支援を展開しており、これらの活動に対する社会的な評価は高い。

平成 24 年度の業務実施状況は、法人の基本的な目標に向けて計画的な取り組みが順調に行われ、大学による復興支援が着実に推進されているものと認める。

(2) 会計監査

第 2 期中期目標期間の当該事業年度においては、日常の会計処理から決算処理に至る一連の事務処理体制にシステムの一部変更が行われてその改善が進められ、担当者の実務能力の着実な向上と相まって、財務システムも安定的に運用されていると認められる。

財務担当部署等に対する実地監査及び会計監査人との意見交換等により、予算の執行及び決算の状況の把握に努めた結果、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査結果は相当であり、財務諸表等は、会計処理手続の妥当性及び財務諸表項目・計数の適正性ととも透明性をもって、当該事業年度に関する有用な会計情報を表示しているものと認める。

3. 是正または改善を要する事項

国立大学法人法第 11 条第 5 項にいう是正または改善に係る意見は特にありません。